防衛装備庁訓令第１号

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第３９号）の施行に伴い、並びに防衛省設置法（昭和２９年法律第１６４号）及び防衛省組織令（昭和２９年政令第１７８号）を実施するため、防衛装備庁内部部局の内部組織に関する訓令を次のように定める。

平成２７年１０月１日

防衛装備庁長官　渡辺　秀明

防衛装備庁内部部局の内部組織に関する訓令

改正　平成28年４月１日庁訓第３号

改正　平成29年３月24日庁訓第２号

改正　平成29年３月30日庁訓第７号

改正　平成29年７月25日庁訓第14号

改正　平成30年３月30日庁訓第２号

改正　平成31年３月28日庁訓第３号

改正　令和２年３月31日庁訓第５号

改正　令和３年３月31日庁訓第３号

改正　令和３年８月27日庁訓第10号

改正　令和４年３月25日庁訓第１号

改正　令和４年５月27日庁訓第９号

改正　令和５年３月15日庁訓第５号

改正　令和５年３月28日庁訓第６号

改正　令和５年４月21日庁訓第12号

改正　令和５年６月７日庁訓第14号

改正　令和５年６月28日庁訓第15号

改正　令和５年９月28日庁訓第27号

改正　令和６年３月28日庁訓第15号

改正　令和６年９月25日庁訓第25号

目次

第１章　総則（第１条）

第２章　長官官房（第２条―第１１条）

第３章　装備政策部（第１２条―第１４条）

第４章　プロジェクト管理部（第１５条―第２５条）

第５章　技術戦略部（第２６条―第２８条）

第６章　調達管理部（第２９条―第３０条）

第７章　調達事業部（第３１条―第３７条）

第８章　室長等（第３８条―第４２条）

附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この訓令は、防衛装備庁の調達事業部に置かれる職（防衛省組織令（昭和２９年政令第１７８号）第１７９条に規定する職を除く。）の職制及び装備開発官、事業監理官及び装備技術官の分担する職務並びに長官官房及び各部に置かれる各課（以下「各課」という。）の内部組織並びに総務官、人事官、会計官、監察監査・評価官、装備開発官、艦船設計官、事業計画官、事業監理官、装備技術官、技術計画官、技術振興官、原価管理官、需品調達官、武器調達官、電子音響調達官、艦船調達官、航空機調達官及び輸入調達官（以下「総務官等」という。）の監督の下に置かれる職の職制を定めるものとする。

第２章　長官官房

（総務官）

第２条　総務官の下に、次の２室、４班及び２係並びに総務管理官１人及び国会専門官１人を置く。

企画室

情報システム管理室

総務班

広報・渉外班

法務班

情報公開班

秘書係

国会係

２　企画室は、防衛省組織令第１８１条第７号及び第８号に掲げる事務をつかさどる。

３　企画室に、企画調整係並びに室長補佐３人を置く。

４　情報システム管理室は、防衛省組織令第１８１条第１０号に掲げる事務をつかさどる。

５　情報システム管理室に、次の３班並びに室長補佐１人、情報システム企画官１人、研究開発システム調整官１人及び研究開発システム専門官１人を置く。

総括班

情報システム班

情報保証・システム監査班

6　情報システム管理室総括班に、次の２係を置く。

業務管理係

システム総括係

7　情報システム管理室情報システム班に、次の２係を置く。

調達システム係

情報技術管理係

8　情報システム管理室情報保証・システム監査班に、システム監査係を置く。

9　総務班に、次の２係並びに総務専門官１人及び文書専門官１人を置く。

総務係

文書係

１０　広報・渉外班に、広報・渉外係を置く。

１１　法務班に、総務官補佐１人、法務補佐官１人、法

規専門官１人及び訟務専門官１人を置く。

１２　情報公開班に、開示調整専門官１人を置く。

１３　総務管理官は、総務官の命を受け、防衛省組織令第１８１条に規定する事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に参画するとともに、同条第１６号に掲げる事務を総括する。

（人事官）

第３条　人事官の下に、人材育成センター及び次の４係並びに人事企画官１人、服務指導官１人、人事管理補佐官１人、人事計画専門官１人、給与専門官１人、服務専門官１人、補任専門官１人、厚生専門官１人、人事専門官１１人及びワークライフバランス推進企画・人事制度専門官１人を置く。

人事第１係

人事第２係

給与係

服務係

２　人材育成センターは、防衛省組織令第１８２条第７

号に掲げる事務をつかさどる。

3　人材育成センターに、次の２班及び総務係並びに人材育成研究専門官１人を置く。

研修第１班

研修第２班

4　人材育成センター研修第１班に、研修第１係並びに法令遵守教育研修専門官１人及び研修専門官１人を置く。

5　人材育成センター研修第２班に、研修第２係及び研修専門官１人を置く。

6　人事企画官は、人事官の命を受け、防衛省組織令第１８２条に規定する事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に参画するとともに、同条第１号に掲げる事務に関する調整に関する事務を総括する。

7　服務指導官は、防衛省組織令第１８２条第１号に掲げる事務のうち、服務及び規律に関する事務に従事する。

（会計官）

第４条　会計官の下に、次の２室及び３班並びに会計管理官１人を置く。

経理室

施設管理環境保全室

総括班

予算・決算班

支出班

２　経理室は、防衛省組織令第１８３条第１号に掲げる事務のうち支出負担行為に関するものを所掌する。

３　経理室に、次の２係並びに経理補佐官１人、経理管理専門官１人及び調達専門官１人を置く。

契約係

原価計算係

４　施設管理環境保全室は、防衛省組織令第１８３条第５号に掲げる事務をつかさどる。

５　施設管理環境保全室に、室長補佐１人、施設専門官１人及び管財専門官１人を置く。

６　総括班に、次の４係を置く。

総括係

車両係

用度係

中央調達係

7　予算・決算班に、次の２係及び予算専門官１人を置く。

予算係

決算係

8　支出班に、次の４係及び支出専門官１人を置く。

支出係

確認調定第１係

確認調定第２係

歳入係

9　会計管理官は、会計官の命を受け、防衛省組織令第１８３条に規定する事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に参画するとともに、同条第１号及び第２号に掲げる事務を総括する。

（監察監査・評価官）

第５条　監察監査・評価官の下に、次の２室及び行政評価班を置く。

監察監査室

認証室

２　監察監査室は、防衛省組織令第１８４条第１号、第２号及び第４号に掲げる事務をつかさどる。

３　監察監査室に、監察監査管理官１人、上席監察監査官１人、上席監察監査補佐官１人、監察監査官６人及び監察監査専門官１人を置く。

４　監察監査管理官は、室長の命を受け、室の所掌事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に参画するとともに、室務を総括する。

５　上席監察監査官は、室長の命を受け、室の所掌事務のうち重要な専門的事項の企画及び立案に参画する。

６　認証室は、防衛省組織令第１８４条第３号に掲げる事務をつかさどる。

７　認証室に、室長補佐１人及び認証審査専門官４人を置く。

８　行政評価班に、行政評価係及び行政評価専門官１人を置く。

（装備開発官）

第６条　装備開発官４人は、次の各号に掲げる事務のいずれかを分掌する。

⑴　防衛省組織令第１８５条に規定する事務のうち、誘導武器及びこれに付随する器材その他の装備品等（次号から第４号までに掲げるものを除く。）に係るものに関すること。

⑵　防衛省組織令第１８５条に規定する事務のうち、火器、弾薬、車両、施設器材、理化学器材、需品、衛生資材、通信器材、情報処理器材、電気器材、電波器材及び光波器材その他の電子器材（次号及び第４号に掲げるものを除く。）に係るものに関すること。

⑶　防衛省組織令第１８５条に規定する事務のうち、船舶に付随する器材に係るものに関すること。

⑷　防衛省組織令第１８５条に規定する事務のうち、

航空機及びこれに付随する器材に係るものに関すること。

２　防衛装備庁長官は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、装備開発官に対し、他の装備開発官の分掌する事務の一部をつかさどることを命ずることができる。

第７条　前条第１項第１号に掲げる事務を分掌する装備開発官（以下この条において単に「装備開発官」という。）の下に、次の８室及び誘導弾開発分析班を置く。

総括室

第１開発室

第２開発室

第３開発室

第４開発室

第５開発室

高速滑空弾開発室

スタンド・オフ対艦誘導弾開発室

２　総括室は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　装備開発官の庶務及び事務の総括に関すること。

⑵　装備開発官の所掌事務に関する業務計画の作成及び実施に係る総合調整に関すること。

⑶　前各号に掲げるもののほか、装備開発官の所掌事務で他の室の所掌に属しない事項に関すること。

3　総括室に、開発管理専門官１人を置く。

4　第１開発室は、地対空誘導武器及び弾道ミサイル防衛用誘導弾並びにこれらに付随する器材の考案及び試作に関する事務をつかさどる。

5　第１開発室に、主任研究官５人を置く。

6　第２開発室は、空対空誘導武器及びこれに付随する器材の考案及び試作に関する事務をつかさどる。

7　第２開発室に、室長補佐１人及び主任研究官１人を置く。

8　第３開発室は、地対地誘導武器（高高度超音速飛しょう体システムを除く。）及び地対艦誘導武器（スタンド・オフ対艦誘導弾を除く。）並びにこれらに付随する器材の考案及び試作に関する事務をつかさどる。

９　第３開発室に、主任研究官３人を置く。

１０　第４開発室は、空対地誘導武器及び空対艦誘導武器（スタンド・オフ対艦誘導弾を除く。）並びにこれらに付随する器材の考案及び試作に関する事務をつかさどる。

１１　第５開発室は、特殊誘導武器及び艦載型誘導武器（弾道ミサイル防衛用誘導弾及びスタンド・オフ対艦誘導弾を除く。）並びにこれらに付随する器材並びに装備開発官の所掌に属する装備品等のうち他の室の所掌に属しないものの考案及び試作に関する事務をつかさどる。

１２　第５開発室に、主任研究官３人を置く。

１３　高速滑空弾開発室は、高速滑空弾及びこれに付随する器材の考案及び試作に関する事務をつかさどる。

１４　高速滑空弾開発室に、副室長２人、室長補佐２人、主任研究官３人及び極超音速誘導弾開発事業推進専門官１人を置く。

１５　スタンド・オフ対艦誘導弾開発室は、スタンド・

オフ対艦誘導弾及びこれに付随する器材の考案及び試作に関する事務をつかさどる。

１６　スタンド・オフ対艦誘導弾開発室に、副室長１人及び対艦誘導弾開発調整官１人を置く。

１７　対艦誘導弾開発調整官は、室長の命を受け、室の所掌事務のうち、重要な専門的事項に関する事務を総括する。

１８　誘導弾開発分析班に、装備開発官補佐１人を置く。

第８条　第６条第１項第２号に掲げる事務を分掌する装備開発官（以下この条において単に「装備開発官」という。）の下に、次の７室を置く。

総括室

第１開発室

第２開発室

第３開発室

第４開発室

第５開発室

第６開発室

２　総括室は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　装備開発官の庶務及び事務の総括に関すること。

⑵　装備開発官の所掌事務に関する業務計画の作成及び実施に係る総合調整に関すること。

⑶　前各号に掲げるもののほか、装備開発官の所掌事務で他の室の所掌に属しない事項に関すること。

３　総括室に、開発管理専門官１人を置く。

４　第１開発室は、火器及び弾薬の考案及び試作に関する事務をつかさどる。

５　第１開発室に、主任研究官１人を置く。

６　第２開発室は、施設器材及び装備開発官の所掌に属する装備品等のうち他の室の所掌に属しないものの考案及び試作に関する事務をつかさどる。

７　第２開発室に、主任研究官２人を置く。

８　第３開発室は、車両の考案及び試作に関する事務をつかさどる。

９　第３開発室に、主任研究官３人を置く。

１０　第４開発室は、通信器材、情報処理器材及び電気

器材の考案及び試作に関する事務をつかさどる。

１１　第４開発室に、主任研究官１人を置く。

１２　第５開発室は、理化学器材、需品及び衛生資材の考案及び試作に関する事務をつかさどる。

１３　第５開発室に、主任研究官２人を置く。

１４　第６開発室は、電波器材、光波器材及びその他の電子器材（他の室の所掌に属するものを除く。）の考案及び試作に関する事務をつかさどる。

１５　第６開発室に、主任研究官１人を置く。

第９条　第６条第１項第３号に掲げる事務を分掌する装備開発官（以下この条において単に「装備開発官」という。）の下に、次の６室及び開発管理官を置く。

総括室

艦船装備第１開発室

艦船装備第２開発室

艦船装備第３開発室

艦船装備第４開発室

艦船装備第５開発室

2　総括室は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　装備開発官の庶務及び事務の総括に関すること。

⑵　装備開発官の所掌事務に関する業務計画の作成及び実施に係る総合調整に関すること。

⑶　前各号に掲げるもののほか、装備開発官の所掌事務で他の室の所掌に属しない事項に関すること。

3　総括室に、開発管理専門官１人を置く。

4　艦船装備第１開発室は、艦船の指揮統制システム、航海機器、火器及び弾薬に関する器材（他の室の所掌に属するものを除く。）並びにそれらに付随する器材の考案及び試作に関する事務をつかさどる。

5　艦船装備第１開発室に、主任研究官２人を置く。

6　艦船装備第２開発室は、艦船の電波器材、通信器材、光波器材及び情報処理器材並びにそれらに付随する器材の考案及び試作に関する事務をつかさどる。

7　艦船装備第２開発室に、主任研究官１人を置く。

8　艦船装備第３開発室は、艦船の船体システム及び動力システム並びにそれらに付随する器材の考案及び試

作に関する事務をつかさどる。

９　艦船装備第３開発室に、主任研究官３人を置く。

１０　艦船装備第４開発室は、音響システム及び磁器器材並びにそれらに付随する器材の考案及び試作に関する事務をつかさどる。

１１　艦船装備第４開発室に、主任研究官３人を置く。

１２　艦船装備第５開発室は、海洋無人機、水中武器及び掃海器材並びにそれらに付随する器材の考案及び試作に関する事務をつかさどる。

１３　艦船装備第５開発室に、主任研究官４人を置く。

１４　開発管理官は、装備開発官の命を受け、防衛省組織令第１８５条に規定する事務のうち、重要な専門的事項に関する事務の調整に従事する。

第１０条　第６条第１項第４号に掲げる事務を分掌する装備開発官（以下この条において単に「装備開発官」という。）の下に、次の６室及び航空開発調整官１人を置く。

総括室

第１開発室

第２開発室

第４開発室

第５開発室

第６開発室

２　総括室は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　装備開発官の庶務及び事務の総括に関すること。

⑵　装備開発官の所掌事務に関する業務計画の作成及び実施に係る総合調整に関すること。

⑶　前各号に掲げるもののほか、装備開発官の所掌事務で他の室の所掌に属しない事項に関すること。

３　総括室に、開発管理専門官１人を置く。

４　第１開発室は、次に掲げる装備品等の考案及び試作に関する事務をつかさどる。

⑴　回転翼航空機（対潜用航空機を除く。）及びそのぎ装

⑵　特殊機及びそのぎ装

⑶　前２号に関連する特殊器材

５　第１開発室に、主任研究官１人を置く。

６　第２開発室は、対潜用航空機及びそのぎ装並びにこれに関連する特殊器材の考案及び試作に関する事務をつかさどる。

７　第２開発室に、主任研究官２人を置く。

８　第４開発室は、次に掲げる装備品等の考案及び試作に関する事務をつかさどる。

⑴　固定翼航空機（対潜用航空機を除く。）及びそのぎ装

⑵　航空機用及び航空機に付随する通信器材、電気器材、情報処理器材、電波器材、光波器材及びその他の電子器材（他の室の所掌に属するものを除く。）

⑶　航空機用照準器及び火器管制装置

⑷　前３号に関連する特殊器材

９　第４開発室に、主任研究官３人を置く。

１０　第５開発室は、次に掲げる装備品等の考案及び試作に関する事務をつかさどる。

⑴　航空機用及び航空機に付随する磁気器材及び音響

器材

⑵　航空機用火器、弾薬及び水中武器

⑶　航空機用地上支援器材及びこれに付随する器材

⑷　航空機用訓練器材

１１　第５開発室に、主任研究官１人を置く。

１２　第６開発室は、航空機用及び航空機に付随する電波妨害器材及び電波欺まん器材等の電波器材、光波器材及びその他の電子器材並びにこれらに関連する特殊器材の考案及び試作に関する事務をつかさどる。

１３　第６開発室に、主任研究官１人を置く。

１４　航空開発調整官は、装備開発官の命を受け、防衛省組織令第１８５条に規定する事務のうち、重要な専門的事項に関する事務を総括する。

（艦船設計官）

第１１条　艦船設計官の下に、次の６室並びに設計管理官１人、主任設計官３人、副主任設計官３人及び予量専門官２人を置く。

設計管理室

設計企画室

船体システム設計室

動力システム設計室

武器システム設計室

残存性能評価室

2　設計管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　船舶の設計における電子計算機の利用に関すること。

⑵　船舶の設計における技術資料の管理に関すること。

⑶　艦船設計官の庶務及び事務の総括に関すること。

⑷　艦船設計官の所掌事務に関する業務計画の作成及び実施に係る総合調整に関すること。

⑸　前各号に掲げるもののほか、他の室の所掌に属しない事項に関すること。

3　設計管理室に、主任研究官１人及び設計管理専門官１人を置く。

4　設計企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　船舶の設計の基準の作成に関すること。

⑵　艦船設計官の所掌事務に関する中長期的な計画の企画及び調整に関すること。

⑶　艦船設計官の所掌事務に関する国内外の船舶に関する法規及び将来の技術に関する必要な情報の収集、整理及び分析に関すること。

⑷　防衛省組織令第１８６条に規定する事務のうち、船舶の海外移転に係る技術的事項に関する総合調整に関すること。

５　設計企画室に、主任研究官２人を置く。

６　船体システム設計室は、船舶の全体調和に関する調整並びに船舶に対する船体の性能、構造及びぎ装の設計に関する事務（残存性能評価室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

７　船体システム設計室に、副室長１人及び主任研究官４人を置く。

８　動力システム設計室は、船舶に対する船舶用機関及び電気器材のぎ装の設計に関する事務（残存性能評価室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

９　動力システム設計室に、副室長１人及び主任研究官２人を置く。

１０　武器システム設計室は、船舶に対する火器、誘導武器、航海機器、水中武器、掃海器材、音響器材、磁気器材、高圧空気系統器材、電波器材、光波器材及びその他の電子器材（船体システム設計室及び動力システム設計室の所掌に属するものを除く。）についてのぎ装の設計に関する事務（残存性能評価室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

１１　武器システム設計室に、副室長１人及び主任研究官１人を置く。

１２　残存性能評価室は、船舶の被害時の抗たん性能の評価及び電波、音響、磁気等に関する被探知性能の評価に関する事務をつかさどる。

１３　残存性能評価室に、主任研究官２人を置く。

１４　設計管理官は、艦船設計官の命を受け、防衛省組織令第１８６条に規定する事務を総括する。

１５　主任設計官は、艦船設計官の命を受け、次の各号

に掲げる船舶の設計に関する事務のいずれかを分掌する。

⑴　護衛艦等

⑵　潜水艦等

⑶　前２号に掲げる船舶以外の船舶

第３章　装備政策部

（装備政策課）

第１２条　装備政策課に、次の３室及び４班並びに取得制度調査分析官１人及び統括企画官１人を置く。

防衛産業政策室

防衛生産基盤強化法室

装備情報統括室

総括班

計画企画班

戦略・制度班

制度企画班

２　防衛産業政策室は、防衛省組織令第１８８条第２号に掲げる事務のうち、防衛産業に係る政策に関する事

務（防衛生産基盤強化法室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　防衛産業政策室に、総括班及び次の２係並びに室長補佐３人、産業政策専門官２人及び企業調整専門官２人を置く。

調査第１係

調査第２係

4　防衛産業政策室総括班に、産業政策専門官１人を置く。

5　防衛生産基盤強化法室は、防衛省組織令第１８８条第２号及び第３号に掲げる事務（防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和５年法律第５４号）に関するものに限る。）並びに第５号に掲げる事務をつかさどる。

6　防衛生産基盤強化法室に、総括係並びに室長補佐７人及び防衛生産基盤強化法専門官１４人を置く。

7　装備情報統括室は、防衛省組織令第１８８条第６号に掲げる事務をつかさどる。

８　装備情報統括室に、次の２班並びに室長補佐１人、情報統括専門官３人及び情報統括主任３人を置く。

情報統括班

情報調査班

９　装備情報統括室情報統括班に、情報統括専門官１人を置く。

１０　装備情報統括室情報調査班に、企画主任１人、国外装備品主任１人及び国内工業製品主任１人を置く。

１１　総括班に、総括係及び装備政策専門官２人を置く。

１２　計画企画班に、装備政策専門官３人を置く。

１３　戦略・制度班に、課長補佐１人及び装備政策専門官２人を置く。

１４　制度企画班に、次の２係並びに課長補佐１人、制度専門官１人、国際制度専門官１人及び国際制度主任１人を置く。

制度係

後方支援係

１５　取得制度調査分析官は、課長の命を受け、防衛省

組織令第１８８条第３号及び第４号に掲げる事務を支援するため、高度の専門的な知識経験に基づく諸外国の国防組織及び内外の民間企業における取得制度の調査及び研究に関する事務に従事する。

１６　統括企画官は、課長の命を受け、防衛省組織令第１８８条に規定する事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に参画するとともに、同条第１号に掲げる事務を総括する。

（国際装備課）

第１３条　国際装備課に、次の７班並びに国際装備協力企画官１人及び装備移転企画官１人を置く。

総括班

国際装備第１班

国際装備第２班

国際装備第３班

国際装備第４班

装備移転企画班

認定業務班

２　総括班に、総括係及び課長補佐１人を置く。

３　国際装備第１班に、国際装備協力専門官１人を置く。

４　国際装備第２班に、国際装備協力専門官３人及び国際装備協力主任１人を置く。

５　国際装備第３班に、国際装備協力専門官３人を置く。

６　国際装備第４班に、企画係及び国際装備協力専門官１人を置く。

７　装備移転企画班に、課長補佐３人、装備移転推進専門官２人及び装備移転推進主任１人を置く。

８　認定業務班に、課長補佐２人及び認定業務専門官３人を置く。

９　国際装備協力企画官は、課長の命を受け、防衛省組織令第１８９条第１号に掲げる事務のうち、重要な専門的事項（装備移転企画官の所掌に属するものを除く。）についての調査、企画及び立案に参画する。

１０　装備移転企画官は、課長の命を受け、防衛省組織令第１８９条第１号に掲げる事務のうち、防衛装備移転の推進に関する重要な専門的事項についての調査、

企画及び立案に参画するとともに、同条第２号に掲げる事務に関する調整に関する事務を総括する。

（装備保全管理課）

第１４条　装備保全管理課に、次の２室及び３班並びに保全専門官３人、企業保全専門官１人及び特定秘密保全専門官１人を置く。

産業サイバーセキュリティ室

技術管理室

総括班

国際業務班

審査班

２　産業サイバーセキュリティ室は、防衛省組織令第１９０条第１号（防衛省の調達品及びこれに関する役務の契約相手方におけるサイバーセキュリティの確保に関する事務に限る。）及び第２号に掲げる事務をつかさどる。

３　産業サイバーセキュリティ室に、室長補佐４人、情報セキュリティ基準専門官１人、企業調査専門官１人、

情報セキュリティ演習専門官１人、情報セキュリティ審査専門官１人、情報セキュリティ教育専門官１人、情報セキュリティ戦略連携専門官２人及び情報セキュリティ調査専門官５人を置く。

４　技術管理室は、防衛省組織令第１９０条第３号及び第４号に掲げる事務をつかさどる。

５　技術管理室に、次の３班を置く。

技術管理班

国際技術管理班

特許出願非公開審査班

６　技術管理室技術管理班に、技術管理係並びに室長補佐６人、技術管理専門官５人及び投資評価専門官５人を置く。

７　技術管理室国際技術管理班に、国際管理調査専門官１人、国際管理分析専門官１人、国際専門官１人、国際技術調査官２人及び新技術分析専門官５人を置く。

８　技術管理室特許出願非公開審査班に、室長補佐８人及び審査専門官２人を置く。

９　総括班に、総括係及び企画調整主任１人を置く。

１０　国際業務班に、保全専門官１人、特定秘密保全専門官１人及びＦ－３５保全専門官１人を置く。

１１　審査班に、審査係並びに課長補佐１人、保全専門官６人及び特定秘密保全専門官２人を置く。

第４章　プロジェクト管理部

（事業計画官）

第１５条　事業計画官の下に、次の３室及び総括班並びに事業計画官補佐１人、電波管理専門官１人及び電波管理主任１人を置く。

企画室

コスト管理室

補給・管理企画室

２　企画室は、防衛省組織令第１９２条第２号から第４号までに掲げる事務（コスト管理室及び補給・管理企画室の所掌に属するものを除く。）及び第５号に掲げる事務をつかさどる。

３　企画室に、次の２班及び室長補佐１人を置く。

制度企画班

維持整備企画班

４　企画室制度企画班に、室長補佐２人及び企画専門官１人を置く。

５　企画室維持整備企画班に、維持整備企画専門官１人を置く。

６　コスト管理室は、防衛省組織令第１９２条第２号から第４号に掲げる事務のうち、コスト管理に関する事務をつかさどる。

７　コスト管理室に、室長補佐１人、コスト管理専門官１０人、コスト管理企画専門官１人、コスト分析専門官２人及びコスト管理主任１人を置く。

８　補給・管理企画室は、防衛省組織令第１９２条第２号から第４号に掲げる事務のうち、補給及び管理の実施に関する事務をつかさどる。

９　補給・管理企画室に、室長補佐１人及び補給効率化専門官１人を置く。

１０　総括班に、次の２係を置く。

総括係

計画係

（事業監理官）

第１６条　事業監理官５人は、防衛省組織令第１９４条に規定する事務について、次の各号に掲げる装備品等に係るもののいずれかを分掌する。

⑴　誘導武器及びこれに付随する器材その他陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊のうち２以上の自衛隊において共通して使用される装備品等

⑵　通信器材、電波器材及び電子計算機並びに火器、弾火薬類、車両及び施設器材、化学器材その他の器材並びにこれらに付随する器材並びに食糧その他の需品（次号から第５号までに掲げるものを除く。）

⑶　船舶及びこれに付随する器材

⑷　航空機及び航空機搭載火器並びにこれらに付随する器材（次号に掲げるものを除く。）

⑸　次期戦闘機及び次期戦闘機搭載火器並びにこれらに付随する器材

第１７条　前条第１号に掲げる装備品等に係る事務を分掌する事業監理官の下に、次の２班並びに事業計画調整官４人、事業監理官補佐１人及び事業計画調整補佐官７人を置く。

誘導武器・統合装備事業推進班

スタンド・オフ・ミサイル事業加速・推進班

２　事業計画調整官は、本条に規定する事業監理官の命を受け、防衛省組織令第１９４条に規定する事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に参画する。

３　誘導武器・統合装備事業推進班に、事業監理官補佐１人、事業計画専門官１人及び事業監理主任１人を置く。

４　スタンド・オフ・ミサイル事業加速・推進班に、事業監理官補佐２人を置く。

第１８条　第１６条第２号に掲げる装備品等に係る事務を分掌する事業監理官の下に、次の３班及び事業監理係並びに事業計画調整官３人、事業監理官補佐２人、

事業計画調整補佐官３人、装備企画専門官１人及び事業監理専門官１人を置く。

宇宙事業監理班

通信調整班

需品班

２　宇宙事業監理班に、事業監理官補佐２人を置く。

３　通信調整班に、通信調整主任１人を置く。

４　需品班に、次の２係を置く。

需品第１係

需品第２係

５　事業計画調整官は、本条に規定する事業監理官の命を受け、防衛省組織令第１９４条に掲げる事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に参画する。

第１９条　第１６条第３号に掲げる装備品等に係る事務を分掌する事業監理官の下に、事業計画調整官３人、事業監理官補佐３人、事業監理専門官３人、事業計画調整補佐官２人及び事業企画主任１人を置く。

２　事業計画調整官は、本条に規定する事業監理官の命

を受け、防衛省組織令第１９４条に掲げる事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に参画する。

第２０条　第１６条第４号に掲げる装備品等に係る事務を分掌する事業監理官の下に、総括班並びに事業計画調整官７人、事業監理官補佐５人、事業計画調整補佐官１０人、装備企画専門官１人、事業監理専門官１人及び事業企画主任２人を置く。

２　総括班に、事業企画係を置く。

３　事業計画調整官は、本条に規定する事業監理官の命を受け、防衛省組織令第１９４条に掲げる事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に参画する。

第２１条　第１６条第５号に掲げる装備品等に係る事務を分掌する事業監理官の下に、企業保全係並びに国際交渉企画官１人、作業分担・サプライチェーン企画官１人、国際要員派遣企画官１人、事業計画調整官１人、開発企画官５人、事業監理官補佐８人、事業計画専門官１８人、開発専門官８人、国際協力専門官１人及び事業計画主任１人を置く。

２　国際交渉企画官は、本条に規定する事業監理官の命を受け、防衛省組織令第１９４条に規定する事務のうち、国際的な調整（作業分担・サプライチェーン企画官、国際要員派遣企画官、事業計画調整官及び開発企画官の所掌に属するものを除く。）に参画するとともに、総括する。

３　作業分担・サプライチェーン企画官は、本条に規定する事業監理官の命を受け、防衛省組織令第１９４条に規定する事務のうち、作業分担・サプライチェーンに関する事務を総括する。

４　国際要員派遣企画官は、本条に規定する事業監理官の命を受け、防衛省組織令第１９４条に規定する事務１９４条に規定する事務のうち、グローバル戦闘航空プログラム（ＧＣＡＰ）政府間機関への要員派遣に関する事務を総括する。

５　事業計画調整官は、本条に規定する事業監理官の命を受け、防衛省組織令第１９４条に規定する事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に参画

する。

６　開発企画官は、本条に規定する事業監理官の命を受け、防衛省組織令第１９４条に規定する事務のうち、重要な専門的事項についての調査、企画及び立案に参画する。

（装備技術官）

第２２条　装備技術官３人は、防衛省組織令第１９５条に規定する事務（次項に規定するものを除く。）について、次の各号に掲げる装備品等に係るもののいずれかを分掌する。

⑴　陸上自衛隊の使用する装備品等

⑵　海上自衛隊の使用する装備品等

⑶　航空自衛隊の使用する装備品等

２　前項第３号に掲げる装備品等に係る事務を分掌するもののほか、防衛省組織令第１９５条に規定する事務のうち、自衛隊耐空証明制度及び自衛隊型式証明制度を始めとする自衛隊の使用する航空機等の安全性を確保するために必要な制度に関する事務をつかさどる。

第２３条　前条第１項第１号に掲げる装備品等に係る事務を分掌する装備技術官の下に、装備技術調整官１人、装備技術官補佐１人及び陸上装備技術専門官５人を置く。

２　装備技術調整官は、本条に規定する装備技術官の命を受け、防衛省組織令第１９５条に掲げる事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に参画するとともに、総括する。

第２４条　第２２条第１項第２号に掲げる装備品等に係る事務を分掌する装備技術官の下に、装備技術室を置く。

２　装備技術室は、第２２条第１項第２号に掲げる装備品等に係る事務を所掌する。

３　装備技術室に、次の３班を置く。

艦船・武器班

海上航空機班

海上技術班

４　装備技術室艦船・武器班に、海上装備技術専門官１

人を置く。

５　装備技術室海上航空機班に、海上装備計画専門官１人を置く。

６　装備技術室海上技術班に、海上技術係を置く。

第２５条　第２２条第１項第３号に掲げる装備品等に係る事務及び同条第２項に規定する事務を分掌する装備技術官の下に、耐空性監査室及び次の２班を置く。

航空班

システム装備班

２　耐空性監査室は、第２２条第２項に規定する事務をつかさどる。

３　耐空性監査室に、次の２係並びに室長補佐５人及び安全管理専門官４３人を置く。

安全管理第１係

安全管理第２係

４　システム装備班に、装備技術官補佐１人、航空装備計画専門官１人及び航空装備技術専門官１人を置く。

第５章　技術戦略部

（技術戦略課）

第２６条　技術戦略課に、次の４室及び総括班並びに企画調整官１人を置く。

技術企画室

オープン・イノベーション推進室

技術情報室

国際技術協力室

２　技術企画室は、防衛省組織令第１９７条第２号から第４号まで及び第７号に掲げる事務（オープン・イノベーション推進室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３　技術企画室に、技術構想班並びに室長補佐１人及び企画専門官１人を置く。

４　技術企画室技術構想班に、企画調整補佐官２人及び企画調整専門官３人を置く。

５　オープン・イノベーション推進室は、防衛省組織令第１９７条第３号に掲げる事務のうち、部外の研究開発成果の活用に関する事務並びに科学技術の分野にお

ける国内協力に関する事務をつかさどる。

6　オープン・イノベーション推進室に、科学技術政策企画専門官５人を置く。

7　技術情報室は、防衛省組織令第１９７条第５号に掲げる事務をつかさどる。

8　技術情報室に、技術情報専門官５人を置く。

9　国際技術協力室は、防衛省組織令第１９７条第６号に掲げる

１０　国際技術協力室に、次の３班及び防衛技術調査分析官１人を置く。

総括班

国際技術協力推進第１班

国際技術協力推進第２班

１１　国際技術協力室総括班に、国際技術協力企画専門官１人を置く。

１２　国際技術協力室国際技術推進第１班に、室長補佐１人及び国際技術協力推進専門官１人を置く。

１３　国際技術協力室国際技術推進第２班に、国際技術

協力企画専門官を１人置く。

１４　防衛技術調査分析官は、室長の命を受け、科学技術の分野における国際協力に関する政策の企画及び立案を支援するため、高度の専門的な知識経験に基づく調査及び研究に関する事務に従事する。

１５　総括班に、次の２係を置く。

総括係

庶務係

１６　企画調整官は、課長の命を受け、技術戦略課の所掌事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に参画するとともに、防衛省組織令第１９７条第１号に掲げる事務を総括する。

（技術計画官）

第２７条　技術計画官の下に、計画室及び次の７班並びに研究開発体制企画官１人及び技術計画調整官３人を置く。

総括班

企画班

第１班

第２班

第３班

第４班

第５班

２　計画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　防衛省組織令第１９８条第２号に掲げる事務のうち、中期的な計画に関すること。

⑵　研究開発にかかる体制の整備に関する企画に関すること。

⑶　防衛省組織令第１９８条第４号に掲げる事務に関すること。

３　計画室に次の２班を置く。

計画班

評価班

４　計画室計画班に、計画管理官４人、計画専門官１人及び計画管理専門官２人を置く。

５　計画室評価班に、評価管理官２人及び評価専門官１

人を置く。

６　総括班に、計画係を置く。

７　企画班に、企画専門官１人を置く。

８　第２班に、計画管理専門官１人を置く。

９　第４班に、計画管理専門官１人を置く。

１０　研究開発体制企画官は、技術計画官の命を受け、防衛省組織令第１９８条に掲げる事務のうち、研究開発にかかる体制の整備に関する企画及び立案に参画する。

１１　技術計画調整官は、技術計画官の命を受け、防衛省組織令第１９８条第２号及び第３号に掲げる事務のうち、重要な専門的事項についての調査、企画及び立案に参画する。

（技術振興官）

第２８条　技術振興官の下に、知的財産管理運営室、技術振興連携室及び庶務係並びに技術振興官補佐１人を置く。

２　知的財産管理運営室は、防衛省組織令第１９９条第

２号から第４号までに掲げる事務をつかさどる。

３　知的財産管理運営室に、次の２班及び技術資料管理係並びに室長補佐１人を置く。

制式・規格班

知的財産活用推進班

４　知的財産管理運営室制式・規格班に、制式・規格主任１人を置く。

５　知的財産管理運営室知的財産活用推進班に、知財管理係及び企画管理専門官２人を置く。

６　技術振興連携室は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　防衛省組織令第１９９条第１号に掲げる事務のうち技術的優越の確保及び先進的な能力の実現に係る取組に関すること。

⑵　防衛省組織令第１９９条第５号に掲げる事務に関すること。

７　技術振興連携室に、室長補佐１人、制度企画専門官１人及び管理運営専門官６人を置く。

第６章　調達管理部

（調達企画課）

第２９条　調達企画課に、次の４室及び２班並びに課長補佐２人、契約管理官１人、制度・教育企画専門官３人及び連絡調整官３人及び調達制度総括官１人を置く。

調達企画室

有償援助調達管理室

品質管理企画室

類別・標準化企画室

総括班

調達管理班

２　調達企画室は、防衛省組織令第２０１条第２号及び第３号に掲げる事務（有償援助調達管理室の所掌に属するものを除く。）並びに第４号に掲げる事務のうち、調達に関する業務に関する企画及び立案並びに調整に関する事務並びに調達に関する業務に係る調査研究に関する事務をつかさどる。

３　調達企画室に、室長補佐４人、調達企画専門官２人、契約形態企画専門官１人、リスク管理専門官２人及び

調達企画主任１人を置く。

４　有償援助調達管理室は、防衛省組織令第２０１条第２号及び第３号に掲げる事務のうち、有償援助調達に関する事務をつかさどる。

５　有償援助調達管理室に、有償援助調達調整班並びに室長補佐２人及び有償援助調達専門官１人を置く。

６　有償援助調達管理室有償援助調達調整班に、有償援助調達専門官９人を置く。

７　品質管理企画室は、防衛省組織令第２０１条第２号及び第４号に掲げる事務のうち、検査（監督を含む。）その他の契約の履行（契約の履行の促進に関することを除く。）に関する事務並びに第２０１条第７号に掲げる事務をつかさどる。

８　品質管理企画室に、政府品質管理班及び次の２係並びに室長補佐１人、基準総括官１人、検査管理専門官１人及び品質管理企画専門官２人を置く。

品質管理企画係

補助者任命係

９　品質管理企画室政府品質管理班に、政府品質管理専門官３人を置く。

１０　類別・標準化企画室は、防衛省組織令第２０１条第６号に掲げる事務をつかさどる。

１１　類別・標準化企画室に、次の５係並びに室長補佐２人及び類別・標準化企画専門官１人を置く。

管理係

標準化第１係

標準化第２係

審査係

海外調整係

１２　総括班に、総括係並びに企画調整専門官２人及び渉外調整専門官１人を置く。

１３　調達管理班に、課長補佐２人、調達管理専門官５人及び苦情処理専門官１人を置く。

１４　契約管理官は、課長の命を受け、防衛省組織令第２０１条に規定する事務のうち、重要な専門的事項に関する事務を総括する。

１５　連絡調整官は、課長の命を受け、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部との間の連絡及び調整に関する事務に従事する。

１６　調達制度総括官は、課長の命を受け、防衛省組織令第２０１条に規定する事務（契約管理官の所掌に属するものを除く。）のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に参画する。

（原価管理官）

第３０条　原価管理官の下に、企業調査室及び次の２班並びに原価管理制度総括官１人を置く。

総括班

価格算定制度班

２　企業調査室は、防衛省組織令第２０２条第２号から第６号までに掲げる事務（価格に関する情報の収集整理に関する事務を除く。）をつかさどる。

３　企業調査室に、次の６班並びにシステム評価・検査官１人及びシステム評価・検査専門官２人を置く。

企業調査第１班

企業調査第２班

企業調査第３班

企業調査第４班

作業効率化促進班

原価管理班

４　企業調査室企業調査第１班に、企業調査専門官４人及び原価監査専門官１人を置く。

５　企業調査室企業調査第２班に、企業調査専門官４人を置く。

６　企業調査室企業調査第３班に、企業調査専門官５人及び企業調査主任１人を置く。

７　企業調査室企業調査第４班に、企業調査企画係及び企業調査専門官６人を置く。

８　企業調査室作業効率化促進班に、企業調査専門官６人を置く。

９　企業調査室原価管理班に、原価監査係並びに原価管理官補佐２人、経費率総括専門官１人及び経費率専門官９人を置く。

１０　総括班に、総括係を置く。

１１　価格算定制度班に、次の２係並びに原価管理官補佐１人、価格算定制度専門官１人及びコストデータ管理専門官１人を置く。

コストデータ管理係

資料係

１２　原価管理制度総括官は、原価管理官の命を受け、防衛省組織令第２０２条に規定する事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に参画する。

第７章　調達事業部

（総括装備調達官）

第３１条　調達事業部に、総括装備調達官２人を置く。

２　総括装備調達官は、命を受けて、調達事業部の所掌事務に関する重要事項に関する事務を整理する。

（需品調達官）

第３２条　需品調達官の下に、次の２室及び次の５班並びに需品調達官補佐１人、調達事業調整官１人、調達事業調整専門官２人及び調達管理官１人を置く。

試作・基盤強化措置室

機械車両室

総括班

調達第１班

調達第２班

調達第３班

調達第４班

２　試作・基盤強化措置室は、防衛省組織令第２０５条第２号から第１２号までに掲げる事務のうち、装備品等の試作品に関する事務及び同条第１３号に掲げる事務のうち、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和５年法律第５４号）に関する事務（長官官房及び他の各部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３　試作・基盤強化措置室に次の３班を置く。

調達第１班

調達第２班

調達第３班

４　試作・基盤強化措置室調達第１班に、調達専門官４人を置く。

５　試作・基盤強化措置室調達第２班に、調達専門官４人を置く。

６　試作・基盤強化措置室調達第３班に、室長補佐２人及び調達専門官４人を置く。

７　機械車両室は、防衛省組織令第２０５条第２号から第１２号までに掲げる事務のうち、施設器材、原動機、工作機械、光学器材、気象器材その他の一般用機器、車両（装甲車両を除く。）、航海器材、港用品、掃海器材及び舟艇器材並びにこれらに付随する器材並びにこれらに関する役務に関する事務をつかさどる。

８　機械車両室に、次の３班を置く。

調達第１班

調達第２班

調達第３班

９　機械車両室調達第１班に、調達専門官５人を置く。

１０　機械車両室調達第２班に、調達専門官６人を置く。

１１　機械車両室調達第３班に、調達専門官３人を置く。

１２　総括班に、総括係を置く。

１３　調達第１班に、調達協力専門官１人、調達専門官１人、ＰＦＩ事業監視専門官２人及び契約リスクマネジメント専門官１人を置く。

１４　調達第２班に、調達専門官５人を置く。

１５　調達第３班に、調達専門官７人を置く。

１６　調達第４班に、調達専門官５人を置く。

１７　調達事業調整官は、需品調達官の命を受け、防衛省組織令第２０５条第１号及び第１３号に掲げる事務の総括に関する事務に従事する。

１８　調達管理官は、需品調達官の命を受け、防衛省組織令第２０５条に規定する事務の総括に関する事務（調達事業管理官の所掌に属するものを除く。）に従事する。

（武器調達官）

第３３条　武器調達官に、弾火薬室及び次の３班を置く。

調達第１班

調達第２班

調達第３班

２　弾火薬室は、防衛省組織令第２０６条各号に掲げる事務のうち弾火薬類（魚雷を除く。）及びこれに付随する器材並びにこれらに関する役務に関する事務をつかさどる。

３　弾火薬室に、次の３班を置く。

調達第１班

調達第２班

調達第３班

４　弾火薬室調達第１班に、調達専門官１人を置く。

５　弾火薬室調達第２班に、調達専門官５人を置く。

６　弾火薬室調達第３班に、調達総括専門官１人及び調達専門官３人を置く。

７　調達第１班に、調達専門官４人及び契約リスクマネジメント専門官１人を置く。

８　調達第２班に、調達専門官６人を置く。

９　調達第３班に、調達専門官２人を置く。

（電子音響調達官）

第３４条　電子音響調達官に、次の２室及び３班並びに調達管理官１人を置く。

通信電気室

電子計算機室

調達第１班

調達第２班

調達第３班

２　通信電気室は、防衛省組織令第２０７条各号に掲げる事務のうち通信器材及び電気器材並びにこれらに付随する器材並びにこれらに関する役務に関する事務をつかさどる。

３　通信電気室に、次の５班を置く。

調達第１班

調達第２班

調達第３班

調達第４班

ＰＦＩ事業管理班

４　通信電気室調達第１班に、調達専門官２人を置く。

５　通信電気室調達第２班に、調達専門官５人を置く。

６　通信電気室調達第３班に、調達専門官２人を置く。

７　通信電気室調達第４班に、調達専門官２人を置く。

８　通信電気室ＰＦＩ事業管理班に、次の２係を置く。

事業調整係

事業管理係

９　電子計算機室は、防衛省組織令第２０７条各号に掲げる事務のうち電子計算機及びこれに付随する器材並びにこれらに関する役務その他の役務に関する事務をつかさどる。

１０　電子計算機室に、次の３班並びにソフトウェア専門官１人及びソフトウェア分析専門官２人を置く。

調達第１班

調達第２班

調達第３班

１１　電子計算機室調達第１班に、調達専門官５人を置く。

１２　電子計算機室調達第２班に、調達専門官４人を置く。

１３　電子計算機室調達第３班に、調達専門官３人を置く。

１４　調達第１班に、調達専門官４人を置く。

１５　調達第２班に、調達専門官３人を置く。

１６　調達第３班に、調達専門官２人及び契約リスクマネジメント専門官１人を置く。

１７　調達管理官は、電子音響調達官の命を受け、防衛省組織令第２０７条に規定する事務の総括に関する事務に従事する。

（艦船調達官）

第３５条　艦船調達官の下に、誘導武器室及び次の４班並びに事業管理専門官１人を置く。

調達第１班

調達第２班

調達第３班

調達第４班

２　誘導武器室は、防衛省組織令第２０８条各号に掲げる事務のうち誘導武器及び魚雷並びにこれらに付随する器材並びにこれらに関する役務に関する事務をつかさどる。

３　誘導武器室に、次の３班及び調達整理専門官１人を置く。

調達第１班

調達第２班

調達第３班

４　誘導武器室調達第１班に、調達専門官３人及び契約リスクマネジメント専門官１人を置く。

５　誘導武器室調達第２班に、調達専門官５人を置く。

６　誘導武器室調達第３班に、調達専門官４人を置く。

７　調達第１班に、調達専門官５人を置く。

８　調達第２班に、調達専門官６人を置く。

９　調達第３班に、調達専門官２人を置く。

１０　調達第４班に、調達専門官３人を置く。

（航空機調達官）

第３６条　航空機調達官の下に、航空機部品器材室及び次の３班並びにＰＢＬ専門官２人を置く。

調達第１班

調達第２班

調達第３班

２　航空機部品器材室は、防衛省組織令第２１０条に掲げる事務のうち航空機用機器等（航空機等のうち、航空機及び航空機用原動機（構成品を除く。）以外のものをいう。）及びこれらに関する役務に関する事務をつかさどる。

３　航空機部品器材室に、次の２班を置く。

調達第１班

調達第２班

４　航空機部品器材室調達第１班に、調達専門官４人を置く。

５　航空機部品器材室調達第２班に、調達専門官５人を置く。

６　調達第１班に、調達専門官２人及び契約リスクマネ

ジメント専門官１人を置く。

７　調達第２班に、調達専門官９人を置く。

８　調達第３班に、調達専門官７人を置く。

（輸入調達官）

第３７条　輸入調達官の下に、有償援助調達室及び総括係並びに輸入調達官補佐１人、調達管理官１人、管理専門官１人及び輸入調達専門官６人を置く。

２　有償援助調達室は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（以下「相互防衛援助協定」という。）第１条第１項の規定に基づきアメリカ合衆国から有償で供与を受ける装備品等及び役務の調達並びに当該装備品等の輸入に伴う役務（同項の規定に基づきアメリカ合衆国から供与を受けるもの及び当該装備品等の輸入の役務を除く。）の調達に関する事務（原価管理官及び企業調査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３　有償援助調達室に、次の４班及び有償援助調達総括官１人を置く。

管理・輸送班

履行管理・促進班

有償援助第１班

有償援助第２班

４　有償援助調達室管理・輸送班に、次の２係を置く。

管理係

輸送係

５　有償援助調達室履行管理・促進班に、資料管理係並びに契約・納入管理専門官１人及び精算管理専門官１人を置く。

６　有償援助調達室有償援助第１班に、次の３係を置く。

有償援助第１係

納入確認第１係

精算第１係

７　有償援助調達室有償援助第２班に、次の３係を置く。

有償援助第２係

納入確認第２係

精算第２係

８　調達管理官は、輸入調達官の命を受け、防衛省組織令第２１１条に規定する事務の総括に関する事務に従事する。

第８章　室長等

（室長等）

第３８条　室に室長を、人材育成センターに人材育成センター長を置く。

２　室長は、その所属する各課の課長又は総務官等の命を受け、室に分掌された室務を掌理する。

３　人材育成センター長は、人事官の命を受け、人材育成センターに分掌された事務を掌理する。

（副室長）

第３９条　副室長の所掌事務については、当該副室長が置かれる室の所属する装備開発官又は艦船設計官が装備官（当該装備開発官又は艦船設計官が分掌する事務を総括整理する装備官に限る。）の承認を得て定める。

２　副室長は、その所属する室の室長の命を受け、分掌された事務を掌理する。

（班及び班長）

第４０条　班の所掌事務については、当該班が置かれる各課の課長又は総務官等がその所属する部の長（長官官房にあっては、審議官）の承認を得て定める。

２　班に班長を置く。

３　班長は、その所属する各課の課長、総務官等、室の室長又は人材育成センター長の命を受け、班に分掌された班務を掌理する。

（係及び係長）

第４１条　係の所掌事務については、当該係が置かれる各課の課長又は総務官等がその所属する部の長（長官官房にあっては、審議官）の承認を得て定める。

２　係に係長を置く。

３　係長は、その所属する各課の課長、総務官等、室の室長、人材育成センター長又は班の班長の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

（補佐等）

第４２条　補佐、法務補佐官、情報システム企画官、研

究開発システム調整官、人事管理補佐官、経理補佐官、監察監査官、上席監察監査補佐官、主任研究官、副主任設計官、事業計画調整補佐官、企画調整補佐官、国際技術調査官、計画管理官、評価管理官、システム評価・検査官、基準総括官、有償援助調達総括官、専門官及び主任（以下この条において「補佐等」という。）の所掌事務については、当該補佐等の所属する各課の課長、総務官等又は室の室長がその所属する部の長、装備官又は審議官の承認を得て定める。

２　補佐等は、その所属する各課の課長、総務官等、室の室長、人材育成センター長又は班の班長の命を受け、分掌された事務に従事する。

附　則

この訓令は、平成２７年１０月１日から施行する。

附　則（平成２８年４月１日庁訓第３号）

（施行期日）

この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月２４日庁訓第２号）

（施行期日）

この訓令は、平成２９年３月２７日から施行する。

附　則（平成２９年３月３０日庁訓第７号）

（施行期日）

この訓令は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年７月２５日庁訓第１４号）

（施行期日）

この訓令は、平成２９年８月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月３０日庁訓第２号）

（施行期日）

この訓令は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年３月２８日庁訓第３号）

（施行期日）

この訓令は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月３１日庁訓第５号）

（施行期日）

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月３１日庁訓第３号）

（施行期日）

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年８月２７日庁訓第１０号）

（施行期日）

この訓令は、令和３年９月１日から施行する。

附　則（令和４年３月２５日庁訓第１号）

（施行期日）

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年５月２７日庁訓第９号）

（施行期日）

この訓令は、令和４年６月１日から施行する。

附　則（令和５年３月１５日庁訓第５号）

（施行期日）

この訓令は、令和５年３月１６日から施行する。

附　則（令和５年３月２８日庁訓第６号）

（施行期日）

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年４月２１日庁訓第１２号）

（施行期日）

この訓令は、令和５年４月２１日から施行する。

附　則（令和５年６月７日庁訓第１４号）

（施行期日）

この訓令は、令和５年６月８日から施行する。

附　則（令和５年６月２８日庁訓第１５号）

（施行期日）

この訓令は、令和５年７月１日から施行する。

附　則（令和５年９月２８日庁訓第２７号）

（施行期日）

この訓令は、令和５年１０月１日から施行する。

附　則（令和６年３月２８日庁訓第１５号）

（施行期日）

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年９月２５日庁訓第２５号）

（施行期日）

この訓令は、令和６年１０月１日から施行する。